

## 太陽光発電の特徴

表 2-1 太陽光発電の特徴

<p>1. エネルギー源は太陽光 エネルギー源が太陽光であるため、基本的には設置する地域に制限がなく、導入しやすいシステムである。</p> <p>2. メンテナンスが容易 系統的に可動部分が少ないため、風力発電等と比較して、メンテナンスが容易である。ただし、故障の防止・早期対応のためには日常点検および定期点検の実施が必要。</p> <p>3. 既存建物に設置する場合には新たな用地取得を必要としない 屋根、壁等の未利用スペースに設置できる場合には、新たに用地を用意する必要がない。</p> <p>4. 遠隔地の電源 送電設備のない遠隔地（山岳部、農地等）の電源として活用することができる。</p> <p>5. 非常用電源として利用できる 日射があれば発電が可能であるため、災害時等には、貴重な非常用電源として使うことができる。</p> <p>6. 発電量が天候等に左右される 日照条件により、分単位で出力が変動する。また、夜間は発電しない。</p>
---

出典) 資源エネルギー庁資料より作成

資料：「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き（事業者向け）～太陽光発電事業編～」(平成 26 年 6 月、環境省地球環境局低炭素社会推進室)

## 太陽光発電の一般的なシステム構成

基本的な太陽光発電システムは、太陽電池・アレイ、接続箱・集電盤、パワーコンディショナ等で構成されます。太陽電池・アレイで発電された直流電力は、設備ユニット毎の接続箱を通して、集電盤に集められ、パワーコンディショナを通じて交流電力に変換され、商用系統に送られます。

ピークカットや防災用を目的とする際には、発電した電力をいったん蓄えて、ほかの時間に使用する必要があるため、直流回路側に充放電用の蓄電池を設置します。環境啓発やエネルギー管理を目的として発電した電力や日射量等をデータ化したり表示したりする場合は、日射計・外気温計、データ計測装置、表示装置等を設置します<sup>9)</sup>。

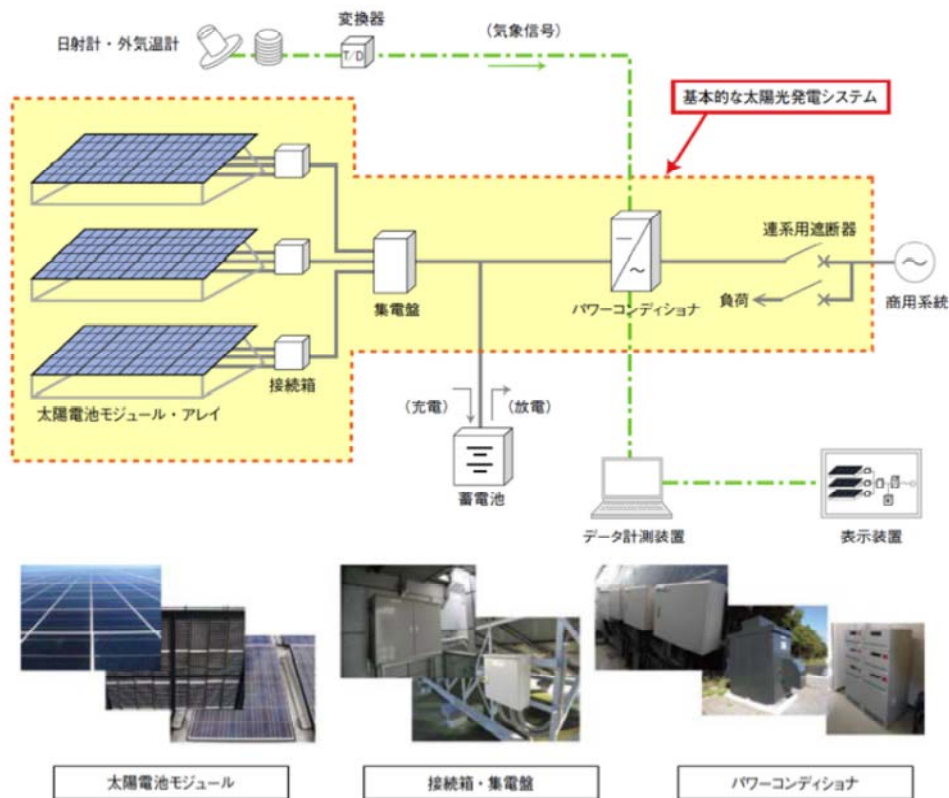


図 3-2 太陽光発電の一般的なシステム構成

出典) NEDO『太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン 設計施工・システム編』2010, p21

資料：「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き（事業者向け）～太陽光発電事業編～」(平成 26 年 6 月、環境省地球環境局低炭素社会推進室)

参考資料 15

太陽光発電システムの主要構成要素

表 3-2 太陽光発電システムの主要構成要素

構成要素	概要
太陽電池 (モジュール)	複数の太陽電池セル (太陽電池の基本単位) を所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを、長期間の使用に耐えるようガラスや樹脂を用いて封止し、さらに機械的強度を確保すると共に固定設置するための枠を取り付けたもの。
太陽電池アレイ	太陽電池を複数枚直列に接続した太陽電池を幾つか並列に接続し、所定の電力が得られるように構成し、架台等に固定したもの。
接続箱	目的の電流・電圧が得られるよう太陽電池アレイを構成するために、必要な枚数の太陽電池をつなぎ込むための端子台を備えた機器。
集電盤	発電した直流電力をひとつにまとめてパワーコンディショナに供給する装置。
パワーコンディショナ	太陽電池からの直流電力を、一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連系運転や自動運転を行うのに必要な各種保護・制御機能を備えたもの。
蓄電池	電気エネルギーを化学エネルギーに変えて保存し、必要に応じて電気エネルギーとして取り出して使うことができる電気機器。
表示装置	パネル出力や発電量を表示する装置。

出典) 経済産業省ソーラー住宅の普及促進に係る課題検討委員会『住宅用太陽光発電システム設計・施行ガイドライン 補足』2011

資料: 「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き (事業者向け) ~太陽光発電事業編~」 (平成 26 年 6 月、環境省地球環境局低炭素社会推進室)

## メガソーラー発電施設の特徴

### 2) メガソーラー発電施設の特徴

メガソーラー発電施設の設備機器構成は、一般の住宅等に設置されている太陽光発電システムの設備機器構成とほぼ同様であるが、敷地や個々の設備機器のスケールにおいて、以下のような特徴がある。

#### ①敷地面積が大きく地上設置事例が大半である。

メガソーラー発電施設は少なくとも数 ha という大面積の土地を占有する（出力 1MW の太陽光発電施設の敷地面積は 2～3ha 程度）。

このため、小規模の太陽光発電施設が主に建築物の屋上に設置されるのと異なり、メガソーラー発電施設は地面に設置される事例が大半である（その他、大規模工場の屋根や浄水場の施設上部に設置される事例も少数ある）。

#### ②ソーラーパネルに比して周辺設備機器の存在感は小さい。

メガソーラー発電施設の中で、ソーラーパネルは敷地面積約 7 割程度を占める。

発電出力とソーラーパネルの面積は比例するが、その他の周辺設備機器は発電出力が増加してもそれほど大型化しないため、メガソーラー発電施設ではソーラーパネルに比して周辺設備機器の存在感は小さい。

#### ③高い構造物は少ないが、特別高圧連系の場合は鉄塔設置が必要な場合がある。

ソーラーパネルは、太陽光に対して垂直の場合に発電量が最大となるため、その他の諸条件も勘案しつつ傾けて設置される（概ね 10° ～45° 程度）が、それでもその高さは数 m 程度である。また、その他の周辺設備機器についても高さ数 m 程度で収まるものが大半である。

垂直方向に高い構造物として系統連系のための送電設備が想定される。発電出力 2,000kW 未満の場合は高圧線への接続であり、通常の電柱・電線と大差ない規模で済む。しかし、発電出力が 2,000kW を超えると特別高圧線への接続となり、電力会社の送電線と距離が離れている場合は鉄塔の整備が必要となる。

資料：「平成 24 年度環境省委託業務 平成 24 年度地熱・メガソーラー発電施設における自然公園の風致景観上の支障並びに中小水力発電施設における河川環境への影響軽減策の検討委託業務報告書」（平成 25 年 3 月、株式会社ブレック研究所）

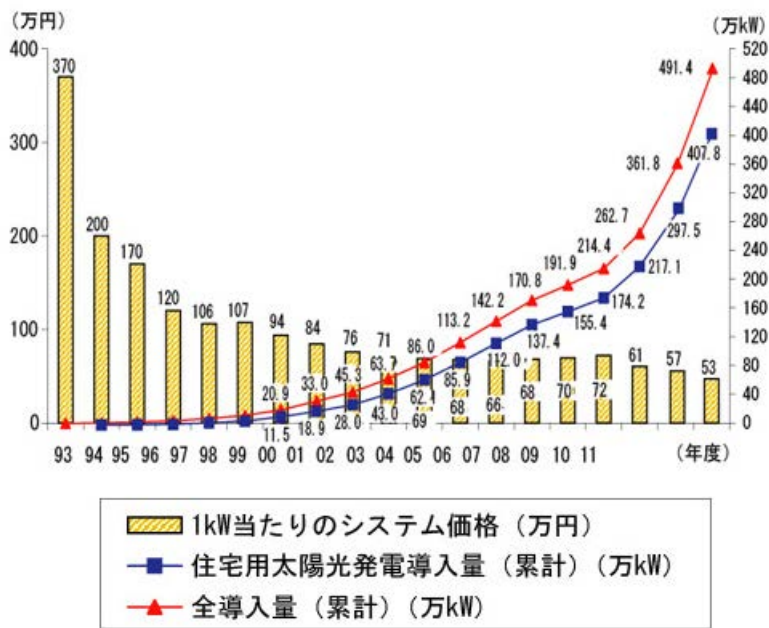
メガソーラー発電施設の事例



図 3.1-5 太陽光発電システムの構成要素の例

資料：「平成 24 年度環境省委託業務 平成 24 年度地熱・メガソーラー発電施設における自然公園の風致景観上の支障並びに中小水力発電施設における河川環境への影響軽減策の検討委託業務報告書」（平成 25 年 3 月、株式会社ブラック研究所）

太陽光発電システム価格の推移



出所:資源エネルギー庁調べ

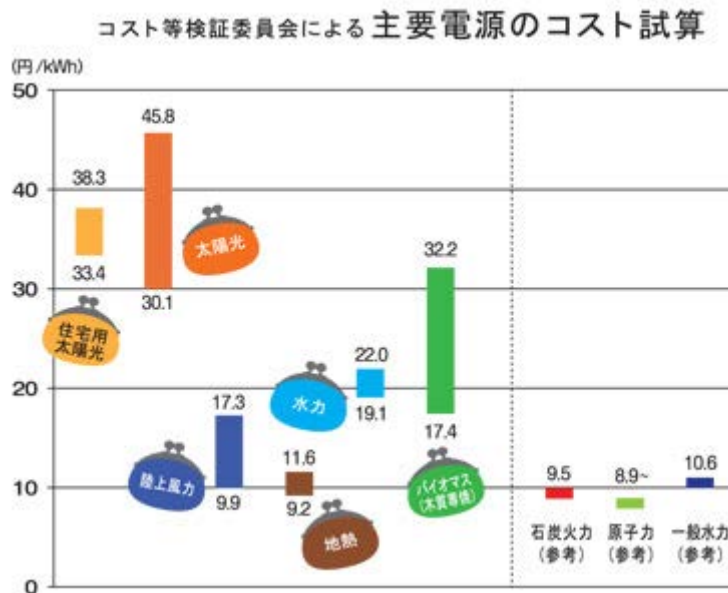
注)1kW当りのシステム価格は年度ごとの数値

出典:エネルギー白書2013

資料:「なっとく!再生可能エネルギー 再生可能エネルギーの種類と特徴 太陽光発電」(経済産業省資源エネルギー庁ホームページ)

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/renewable/solar/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/solar/index.html)

主要電源のコスト比較



資料：「なっとく！再生可能エネルギー 日本のエネルギーの現状」（経済産業省資源エネルギー庁ホームページ）  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/renewable/family/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/family/index.html)

## 参考資料 20

### 特別地域内での「工作物の新築」の許可基準（自然公園法施行規則第 11 条第 1 項）

- 二 次（※下記細部解釈参照）に掲げる地域内において行われるものでないこと。
- 三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- 四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- 五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。



参考資料 2 1

特別地域内の「工作物の新築」の許可基準の細部解釈

許可基準 <sup>*1</sup>	細部解釈 <sup>*2</sup>	具体的対象例
次に掲げる地域内において行われるものでないこと。		
特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区		
第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等であるもの	その地域の自然的価値が、特別保護地区又は第1種特別地域と同じ程度に高い地域であって、その地域が狭小であり、又はその自然の実態からみて、線引きにより特別保護地区又は第1種特別地域に指定することが技術的に困難であるものについて、特に貴重な自然を有する特定地域の保護のため、特別な配慮を行うものとする趣旨である。このような取扱いをしよう場合は、地域地種区分制度が設けられている趣旨にかんがみ、明確かつ合理的な場合に限られるべきであり、当該具体的地域における自然的価値の高さについて明確な認識が可能であることが必要である。具体的には、文化財保護法の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定がされている地域、学術調査の結果により当該地域の自然的価値が明らかにされている地域その他何らかの行政措置又は定着した地域的慣行が行われている地域が該当する。	
文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定をうけた地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査 現存植生図」<sup>*3</sup>で以下に該当する地域                     <ul style="list-style-type: none"> <li>I 高山帯自然植生域</li> <li>II コケモートウヒクラス域自然植生</li> <li>VIII 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生（自然植生に限る）等</li> </ul> </li> </ul>
学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく「国内稀少野生動植物種の生息地等保護区」の指定区域</li> <li>・「日本の重要湿地 500」（2001、環境省）の選定湿地 等</li> </ul>
(1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」において自然景観資源として選定された対象の分布する地域</li> <li>・「日本の地形レッドデータブック」（2000、小泉武栄・青木賢人編）で選定基準①（日本の地形を代表する典型的かつ稀少・貴重な地形）の評価を受けた地形分布地</li> <li>・「日本の地質百選」（2007・2009、日本の地質百選選定委員会）に選定されている地質分布地 等</li> </ul>
(2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査において特定植物群落に選定された地域 等</li> </ul>
(3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域		
(4) 優れた天然木又は学術的価値を有する人工林の地域		

\*1：自然公園法施行規則第11条第1項第2号

\*2：「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（環境庁自然保護局長通知、H12.08.07・H16.04.01改正）

\*3：「第2回・第3回自然環境保全基礎調査 5万分の1現存植生図」（環境省）  
「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 2万5千分の1現存植生図」（環境省）

資料：「平成25年度環境省委託業務 平成25年度自然公園内における自然環境に配慮した再生可能エネルギー導入検討委託業務報告書」（平成26年3月、株式会社ブラック研究所）

参考資料 2 2

普通地域で届出が必要な工作物の基準（自然公園法施行規則第 14 条）

区 域	工作物の種類	基 準
海域以外の区域	建築物	高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m <sup>2</sup>
	送水管	長さ 70m
	鉄塔	高さ 30m
	船舶の係留施設	長さ 50m
	ダム	高さ 20m
	網索鉄道	延長 70m
	索道	傾斜亘長 600m 又は起点と終点の高低差 200m
	別荘地の用に供する道路	幅員 2 m
	遊戯施設（建築物を除く）	高さ 13m 又は水平投影面積 1,000 m <sup>2</sup>
海域の区域	船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設	長さ 50m
	上記の工作物以外の工作物	海面上の高さ 5 m 又は海面における水平投影面積 100 m <sup>2</sup>
海域公園地区の周辺 1 km の当該海域公園地区に接続する海域の区域	導管又は電線	長さ 70m
	船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設	長さ 50m

## 参考資料 2 3

### 普通地域内における届出を要しない行為（自然公園法施行規則第 15 条第 1 項）

- 十三 土地又は海底の形状を変更することであつて面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十四 第十四条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

**特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内における行為の許可申請書**

**(自然公園法施行規則第 10 条)**

- 3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（法の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
  - 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
  - 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
  - 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
  - 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

参考資料 25

環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業

対象事業	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	-
首都高速道路など	4車線以上のもの	-
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	-
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万kw～3万kw
火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万kw～15万kw
地熱発電所	出力1万kw以上	出力7,500kw～1万kw
原子力発電所	すべて	-
風力発電所	出力1万kW 以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる)		
住宅・都市基盤整備機構	面積100ha以上	面積75ha～100ha
地域振興整備公団	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	
港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。		

資料：「環境アセスメントガイド」(環境影響評価情報支援ネットワーク)

<http://www.env.go.jp/policy/assess/1-1guide/1-4.html>

## 参考資料 26

### 農地の転用の制限（農地法第4条第1項）

- 1 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

## 参考資料 27

### 保安林における制限（森林法第34条）

保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。

- 2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。

参考資料 28

再生可能エネルギー発電設備の導入状況（平成26年4月末時点）

	導入容量 (万 kW)		認定容量 (万 kW)
	新規認定分（※1）	移行認定分（※2）	新規認定分（※1）
太陽光（住宅）	221	467	280
太陽光（非住宅）	736	26	6,562
風力	11	253	107
中小水力	1	21	30
地熱	0	0	1
バイオマス（※3）	9	113	121
合計	977	880	7,101

※1 「新規認定分」とは、本制度開始後に新たに認定を受けた設備です。

※2 「移行認定分」とは、再エネ特措法（以下、「法」という。）施行規則第2条に規定されている、法の施行の日において既に発電を開始していた設備、もしくは、法附則第6条第1項に定める特例太陽光発電設備（太陽光発電の余剰電力買取制度の下で買取対象となっていた設備）であって、本制度開始後に本制度に移行した設備です。

※3 バイオマス発電設備については、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計しています。

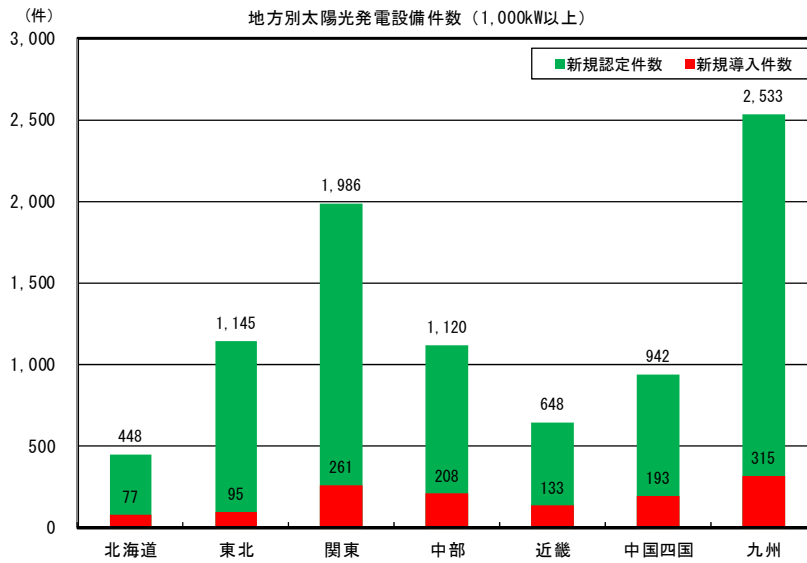
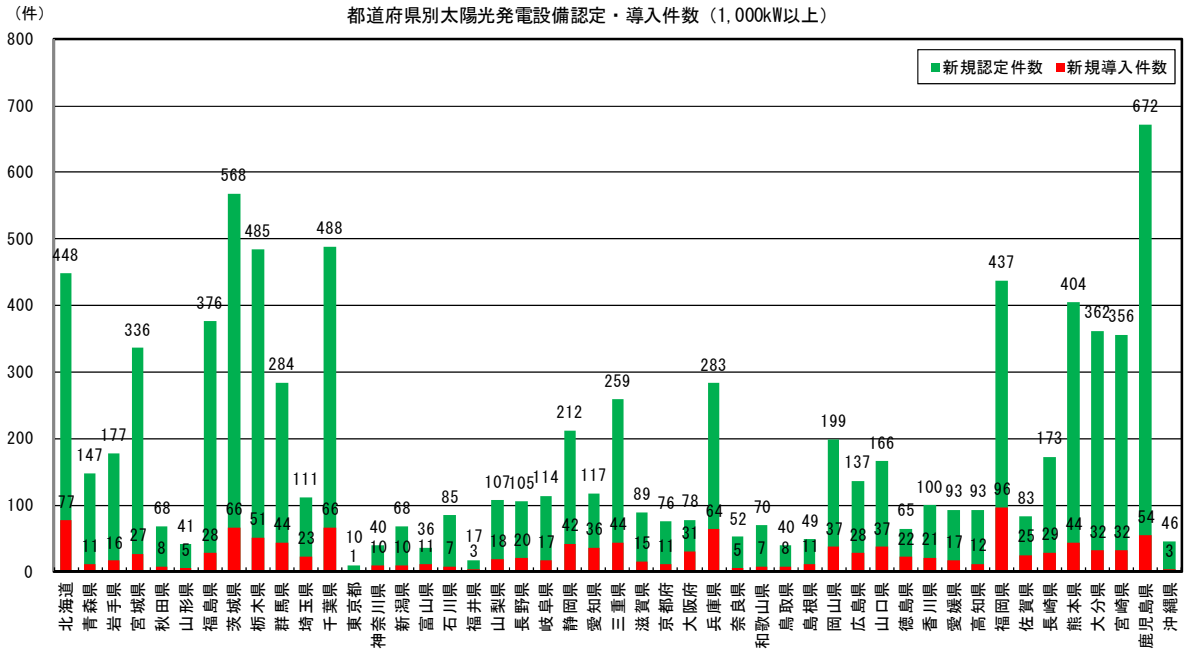
資料：「なっとく！再生可能エネルギー 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について（4月末時点）」（経済産業省資源エネルギー庁ホームページ）



参考資料 29 (1)

都道府県別・地方別太陽光発電設備認定・導入件数（平成 26 年 4 月末時点）

【1,000kW 以上】

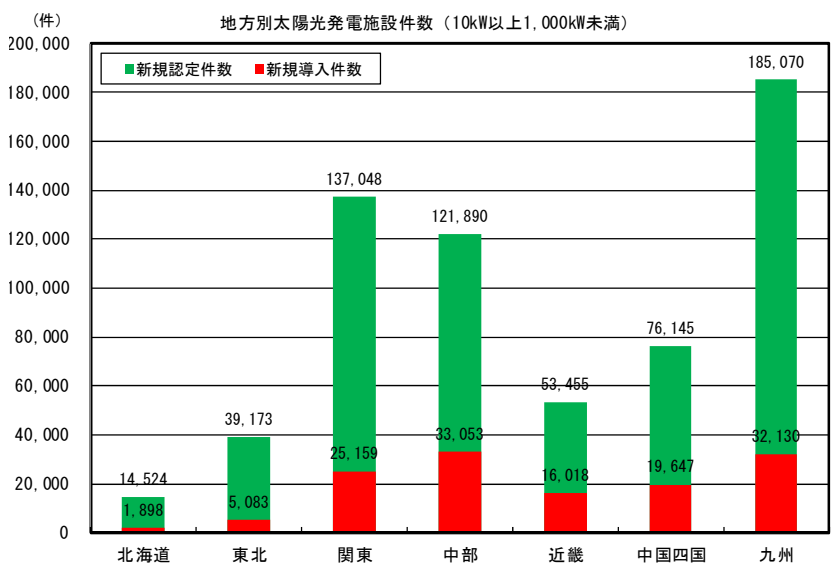
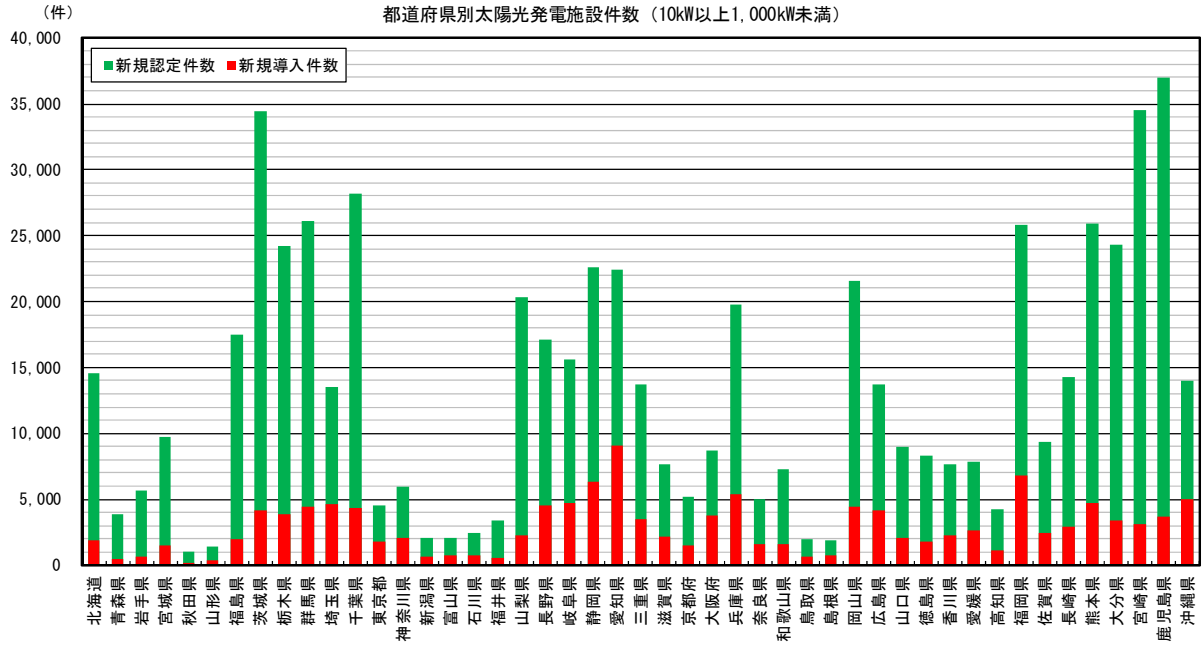


資料：「なっとく！再生可能エネルギー 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について（4月末時点）」（経済産業省資源エネルギー庁ホームページ）

参考資料 29 (2)

都道府県別・地方別太陽光発電設備認定・導入件数（平成 26 年 4 月末時点）（つづき）

【10kW 以上 1,000kW 未満】



資料：「なっとく！再生可能エネルギー 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について（4月末時点）」（経済産業省資源エネルギー庁ホームページ）





自然公園内での太陽光発電施設の導入・検討状況 (平成26年2月末時点) (つづき)

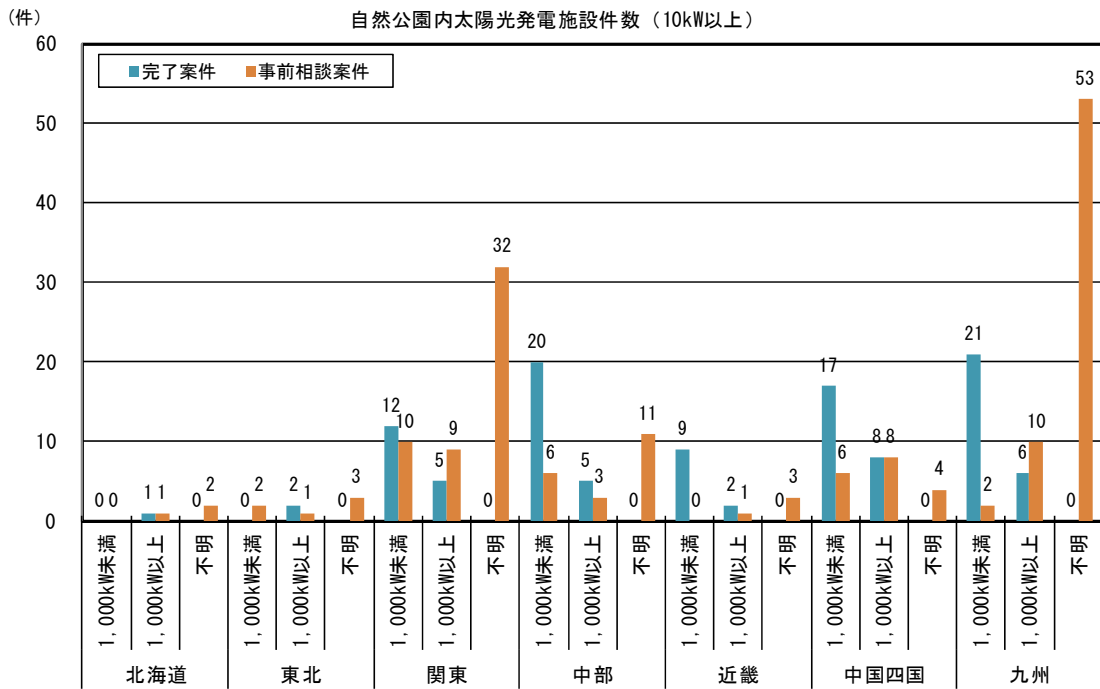
県立自然公園内での太陽光発電施設の導入・検討状況

公園番号	公園名	所在地	町名	完了案件			検討中案件			未着案案件			合計																						
				件数	特設	1時	2時	3時	普通	出力制限	敷地面積	敷地面積		敷地面積																					
431	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
432	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
433	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
434	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
435	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
436	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
437	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
438	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
439	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
440	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
441	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
442	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
443	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
444	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
445	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
446	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
447	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
448	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
449	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
450	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
451	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
452	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
453	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
454	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
455	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
456	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
457	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
458	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
459	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
460	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
461	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
462	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
463	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
464	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
465	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
466	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
467	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
468	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
469	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
470	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
471	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
472	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
473	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
474	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
475	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
476	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
477	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
478	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
479	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
480	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
481	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
482	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
483	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
484	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
485	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
486	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
487	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
488	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
489	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
490	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
491	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
492	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
493	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
494	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
495	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
496	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
497	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
498	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
499	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
500	新井山自然公園	新井山	新井山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																					
合計				12	21	12	0	0	1	11	33	29	16	6	47	1	14	2	9	0	0	3	7	12	4	2	16	1	6	3	11	4	42	23	10

資料：「平成25年度環境省委託業務 平成25年度自然公園内における自然環境に配慮した再生可能エネルギー導入検討委託業務報告書」(平成26年3月、株式会社ブラック研究所)

参考資料 30 (4)

自然公園内での太陽光発電施設の導入・検討状況 (平成 26 年 2 月末時点) (つづき)

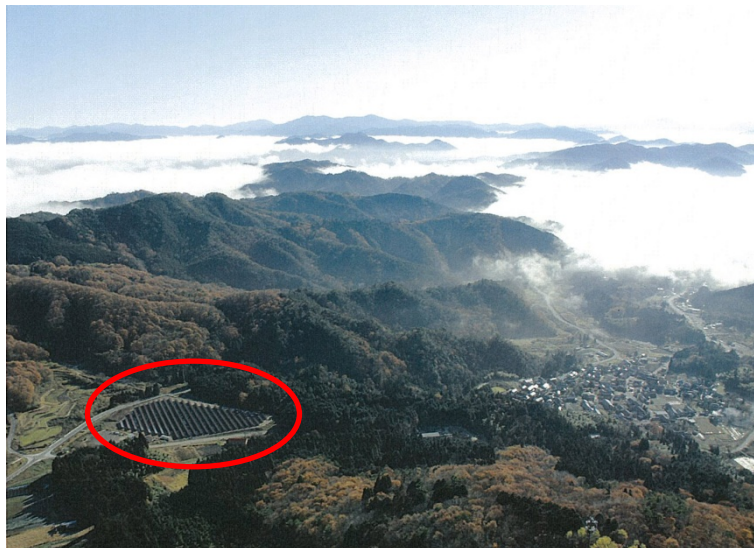


資料：「平成 25 年度環境省委託業務 平成 25 年度自然公園内における自然環境に配慮した再生可能エネルギー導入検討委託業務報告書」(平成 26 年 3 月、株式会社ブレック研究所) より作成

参考資料 3 1 (1)

自然公園内の太陽光発電施設の眺望の状況

- 豊岡エコバレー・山宮地場ソーラー（但馬山岳県立自然公園：普通地域）



- 伊勢二見メガソーラー光の街（伊勢志摩国立公園：普通地域）



資料：「平成 24 年度環境省委託業務 平成 24 年度地熱・メガソーラー発電施設における自然公園の風致景観上の支障並びに中小水力発電施設における河川環境への影響軽減策の検討委託業務報告書」(平成 25 年 3 月、株式会社ブラック研究所)

参考資料 3 1 (2)

自然公園内の太陽光発電施設の眺望の状況 (つづき)

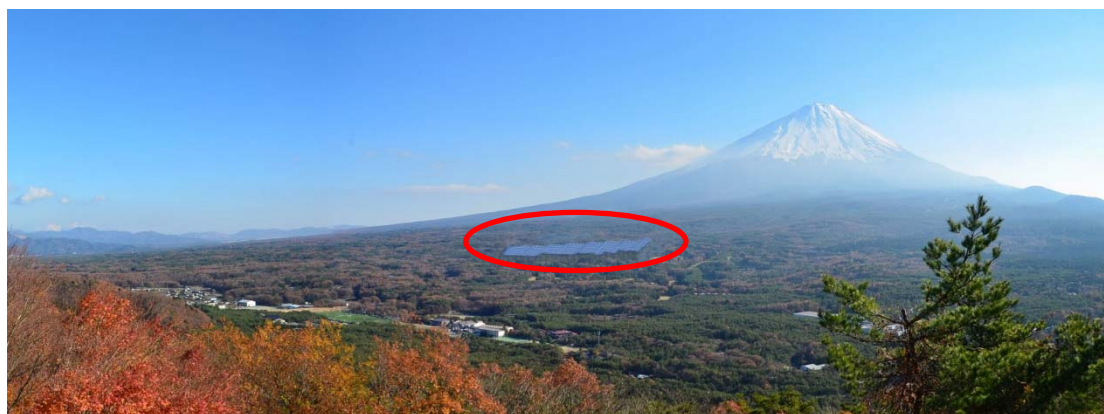
- 和歌浦地区 (瀬戸内海国立公園 : 第3種特別地域)



- 瀬の本地区 (阿蘇くじゅう国立公園 : 第2種特別地域) 【計画をもとにした予測】



- 鳴沢村地区 (富士箱根伊豆国立公園 : 普通地域) 【計画をもとにした予測】



資料 : 「平成 25 年度環境省委託業務 平成 25 年度自然公園内における自然環境に配慮した再生可能エネルギー導入検討委託業務報告書」(平成 26 年 3 月、株式会社ブレイク研究所)